

韮崎市指令第214号

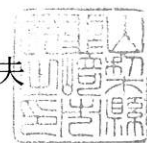
許 可 書

住 所 韮崎市下祖母石2278番地
氏 名 高野産業株式会社
代表取締役 高野 実

令和4年10月27日付け変更の届出があった、令和4年5月9日付け韮崎市指令第32号の一般廃棄物処理業(収集運搬業・積替え保管含む)許可について、次の条件を付して許可する。

令和4年11月10日

韮崎市長 内 藤 久 夫



許可する条件

- 1 許可期間 令和4年10月27日から令和6年3月31日まで
- 2 許可内容 ① 一般廃棄物処理業(収集運搬業・積替え保管含む)
② 取扱種別 一般廃棄物
(事業系ごみ)
③ 車両台数 18台

山梨 830 い 9999・山梨 830 あ 600・山梨 130 あ 70・山梨 130 あ 80

山梨 130 あ 700・山梨 400 あ 422・山梨 430 あ 800・山梨 101 け 1

山梨 101 こ 2・山梨 101 か 3・山梨 104 く 5・山梨 102 き 7・山梨 130 か 8008

山梨 132 き 10・山梨 131 を 11・山梨 131 く 15・山梨 103 こ 8・山梨 100 く 8000

3 営業区域 韮崎市内全域

4 環境衛生上必要な措置

- (1) 廃棄物の処理及び清掃に関する法律、同法施行令及び施行規則を遵守すること。
- (2) 韮崎市廃棄物の処理及び清掃に関する条例及び同条例施行規則を遵守すること。
- (3) 安全管理等には万全を期すること。
- (4) 苦情問題が生じた場合は、市の指示に従うこと。
- (5) 本権利を他人に貸与、又は譲渡した場合、本許可を無効とする。
- (6) 年1回以上、業務実績について報告すること。
- (7) 法令及び許可条件に違反のあったときは、本許可を取り消すものとする。

(教示)

- 1 この処分不服があるときは、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3月以内に、韮崎市長に対して審査請求をすることができます。なお、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3月以内であっても、この処分の日から起算して1年を経過すると、審査請求をすることができなくなります。
- 2 この処分については、この処分(この処分について上記1の審査請求をしたときは、当該審査請求に対する裁決。以下同じ。)があったことを知った日の翌日から起算して6月以内に、韮崎市を被告として(訴訟において韮崎市を代表する者は、韮崎市長となります。)、処分の取消しの訴えを提起することができます。なお、この処分があったことを知った日の翌日から起算して6月以内であっても、この処分の日から起算して1年を経過すると、処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。

積替え又は保管を行う場所の所在地及び面積並びに当該場所ごとにそれぞれ積替え又は保管を行う一般廃棄物の種類、積替えのための保管上限及び積み上げることができる高さ

①	所在地	山梨県韮崎市下祖母石2278番地1
	保管場所の形状	屋根付き鉄骨平屋建て
	保管面積	7.6㎡
	保管容量	190㎥
	最大保管高さ	2.5m
	一般廃棄物の種類	廃プラスチック類、ガラスくず、陶磁器くず、廃乾電池、廃蛍光管、廃家電品、金属くず、粗大ごみ

②	所在地	山梨県韮崎市下祖母石2278番地1
	保管場所の形状	遮断型地下ピット（全面コンクリート仕様）
	保管面積	8.6㎡
	保管容量	18㎥
	最大保管高さ	2.1m
	一般廃棄物の種類	焼却灰、ばいじん、ガラスくず、陶磁器くず、金属くず、溶融固化物

③-1	所在地	山梨県韮崎市下祖母石2278番地1
	保管場所の形状	コンテナ（ステンレス及び流失防止パッキンゴム仕様）
	保管面積	13.57㎡
	保管容量	20㎥
	最大保管高さ	1.5m
	一般廃棄物の種類	焼却灰、ばいじん、汚泥、ガラスくず、陶磁器くず、金属くず、溶融固化物

③-2	所在地	山梨県韮崎市下祖母石2278番地1
	保管場所の形状	コンテナ（ステンレス及び流失防止パッキンゴム仕様）
	保管面積	13.57㎡
	保管容量	20㎥
	最大保管高さ	1.5m
	一般廃棄物の種類	焼却灰、ばいじん、汚泥、ガラスくず、陶磁器くず、金属くず、溶融固化物

④	所在地	山梨県韮崎市下祖母石2278番地1
	保管場所の形状	遮断型地下ピット（全面コンクリート仕様）
	保管面積	10.9㎡
	保管容量	22.8㎥
	最大保管高さ	2.1m
	一般廃棄物の種類	焼却灰、ばいじん、汚泥、ガラスくず、陶磁器くず、金属くず、溶融固化物